

# 成年後見利用↓資格取得できず 権利制限見直し方針

認知症の人や障害者らの支援体制を強めるため、政府は24日、成年後見制度の利用促進基本計画を閣議決定した。これを受け、政府は制度の利用者の権利制限

を見直す検討に着手。一部の国家資格などで制限している権利をどこまで認めるかが焦点となる。

現行では財産管理などを後見人に委ねると、公務員や公認会計士、会社の取締役など200以上の仕事や役割につけなくなる。批判も根強い。今回の見直しは2019年5月までに結論

を出す予定。(水戸部六美)  
**成年後見の不正  
昨年26億円被害**

成年後見制度で、昨年1年間の後見人による不正の被害総額が約26億円に上ることが、最高裁のまとめでわかった。2015年の約29億7千万円より減少した。弁護士や司法書士などの専門職による不正は15年に37件(被害額約1億1千万円)あったが、昨年は30件(同約9千万円)に減った。

## ■成年後見制度基本計画のポイント

意思決定支援	支援のあり方の指針策定(2017年度から検討) 制度利用開始時の医師の診断書に財産管理以外の項目も追加(19年度中に運用開始)
チームで援助	後見人だけでなく医療や福祉関係者らも支援に参加(17年度から検討) 地域連携ネットワークとその中核機関づくり(同)
不正防止など	預貯金を引き出すときに弁護士や司法書士が関与(同) 権利制限の見直し(19年5月までに)法改正など